

社会医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院
(介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

2026 年 6 月 1 日

1. 洛西ニュータウン病院は、京都府知事の指定を受けた（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下、「当事業所」とする）で、常勤の理学・作業療法士が 1 名以上勤務しています。
2. 当事業所は介護保険の要支援・要介護認定を受けられた方（申請中の方を含む）を対象としています。訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」）を受けていただくには、当院担当医の受診が必要となります。
3. 当事業所は、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能、生活機能の維持向上を図ります。そのために利用者・家族の心身の状態や生活状況、希望を把握し、ケアプランに沿って訪問リハビリテーション実施計画を作成します。当事業所は利用者・家族に実施計画を説明し、同意を得た上で、居宅にて訪問リハビリのサービスを提供します。
4. 多角的な評価を行うために、他職種・複数人（看護師や他スタッフなど）での訪問や担当者の変更などを行うことがあります。また当院は学生の実習対応施設です。そのため治療の見学をお願いすることがあります。
5. 当事業所の営業日時は、国民の祝日と年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く、月～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分です。ただし研修会の参加等で訪問を休止することがあります。ほかに職員の体調不良や事故等の緊急時、天候不良で当日急きょ訪問中止となることがあります。また訪問到着時間は、交通事情等の理由から予定より 20 分程度前後することがあります。これら訪問の休止や中止、20 分以上の時間変更の際には、可能な限り早急にご連絡しますが、訪問予定時間の直前になることもあります。
6. 訪問リハビリは、20 分を 1 回とし、下記の訪問リハビリテーション費と各種加算・減算に該当する場合は別途算定します。利用者・家族の体調不良や都合による訪問リハビリのキャンセルについては、サービス提供前日までにお知らせください。無料にて当日の訪問リハビリの予定をキャンセルします。ただし、事前連絡がなく予定通り訪問させていただいた際には、別途キャンセル料を頂く場合があります。キャンセル料は介護保険対象外となるため、利用相当額（訪問リハビリテーション費と各種加算・減算の 10 割、交通費）となります。なお利用金額については、負担割合証に応じて、1 割～3 割の自己負担分を徴収します。利用月の翌月中旬の訪問時にお知らせ致しますのでお支払いください。受領確認の上、領収書を発行いたします。

	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問リハビリテーション費[1 回 20 分]	308 単位	325 円	650 円	975 円
介護予防訪問リハビリテーション費[1 回 20 分]	298 単位	314 円	629 円	943 円
介護予防減算(利用より 12 か月経過)[1 回 20 分]	－30 単位	－32 円	－63 円	－95 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ [1 回 20 分]	6 単位	6 円	13 円	19 円
リハマネジメント加算Ⅱ [月 1 回]	213 単位	225 円	449 円	674 円
移行支援加算 [1 日]	17 単位	18 円	36 円	54 円
短期集中リハ実施加算 [1 日]	200 単位	211 円	422 円	633 円
退院時共同指導加算 [1 回]	600 単位	633 円	1266 円	1899 円
介護職員等处遇改善加算	総利用単位数の 1.5%			

※生活保護や指定難病などの公費受給該当者は、利用者負担額を補助する制度があります。

7. 通常事業実施地域は西京区です。西京区以外の方は、通常事業実施地域を越えた地点からの距離に応じて、1日につき下記の交通費が必要となります

3 km以内：150 円	3～5 km以内：300 円	5～9 k m以内：500 円	9 km以上 750 円
--------------	----------------	-----------------	--------------

8. サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等、必要な公共交通機関の交通費実費等は、利用者の負担となります。
9. サービス提供中に利用者の病状が急変した場合やその他不測の事態において必要な場合は、速やかに関係者（主治医、当院担当医、ケアマネジャー）に連絡を取り、必要な処置を講じます。また、サービス提供にあたり万一事故が発生した場合は、主治医及び当院担当医に速やかに連絡を取り指示を受けて応急処置を行うとともに、家族やケアマネジャーへの連絡を行います。サービス提供にあたり、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対し、その損害を賠償します。事故の内容によっては、京都府・市町村の行政機関に報告します。
10. サービス内容など全般に関わる相談や要望・苦情・お気づきの点は、申し出下さい。
- 1) 当院の連絡先 担 当：洛西ニュータウン病院 訪問リハビリテーション
電 話：075-332-0123（代表）
FAX：075-332-3355（代表）
- 2) 市町村の連絡先
- | | | | |
|--------|---------|-------------|-----------------|
| 西京区役所 | 健康長寿推進課 | 高齢介護保険担当 | 電話：075-381-7638 |
| 洛西支所 | 健康長寿推進課 | 高齢介護保険担当 | 電話：075-332-9274 |
| 右京区役所 | 健康長寿推進課 | 高齢介護保険担当 | 電話：075-861-1430 |
| 南区役所 | 健康長寿推進課 | 高齢介護保険担当 | 電話：075-681-3296 |
| 向日市役所 | 市民サービス部 | 高齢介護課 | 電話：075-931-1111 |
| 長岡京市役所 | 健康福祉部 | 高齢介護課 介護保険係 | 電話：075-955-2059 |
- 3) 京都府国民健康保険団体連合会の連絡先 電話：075-354-9090
11. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- | | |
|--------------------------------|----|
| 1) アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み | あり |
| 2) 第三者評価の実施と結果の公表 | なし |
| 3) 自主点検表による点検・評価を行う取り組み | あり |
12. 当院職員には守秘義務があり、利用者の個人情報外部に漏らしません。ただし、介護保険サービスを安心して受けていただくためには、主治医やケアマネジャーの他、利用者に関係する他事業所の担当者などと連携する必要がある、必要な情報を提供することがあります。また、駐車許可申請のため管轄の警察署へ連絡することがあります。